

# 公益財団法人長野県テクノ財団理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長野県テクノ財団(以下「財団」という。)理事会の運営に関し、法令又は定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(電磁的手続)

第2条 理事長は、理事会を招集する場合には、定款第42条第5項の規定により書面の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

2 理事長は、定款第42条第6項の規定により、理事会の招集について理事全員の同意を得るときは、書面による同意に代えて電磁的方法による同意する旨を受理することができる。

3 前2項の規定により電磁的方法で招集を通知又は同意する旨を受理したときは、これを記録しなければならない。

(関係者の出席)

第3条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第4条 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配布)

第5条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(理事の取引の承認)

第6条 理事が定款第36条第1項に規定する理事会の承認を得ようとする場合は、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他の必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第7条 定款第37条第1項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

2 定款第37条第1項の規定に基づき、理事の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は遅滞なく法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には2ヶ月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

3 総評議員の10分の1以上の評議員が2ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は定款第37条第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人として本財団の設立の登記の日から施行する。

(別表)

議事録記載事項

1 通常理事会及び臨時理事会

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
  - ア 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に請求があったときに招集
  - イ 理事長以外の理事から請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事の招集が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき
  - ウ 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (5) 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - ア 定款第36条第2項の規定による理事の報告
  - イ 定款第32条第1項第4号の規定による監事の報告
  - ウ 定款第32条第1項第3号の規定による監事の意見
- (6) 定款第43条第2項の場合には、理事会の議長の氏名

2 定款第45条のみなし理事会

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 記1の事項を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 定款第46条の理事会への報告省略

- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名